

## 実務対応報告第16号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」及び

## 改正実務対応報告第1号「旧商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」の解説

### I. はじめに

企業会計基準委員会(ASBJ)では、平成17年12月27日に以下の実務対応報告を公表した。

- 実務対応報告第16号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」(以下「本実務対応報告」という。)
- 改正実務対応報告第1号「旧商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」(以下「本改正実務対応報告」という。)

ここでは、これらの概要を紹介するが、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

### II. 公表の経緯

ASBJでは、新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理について、実務対応報告第1号「新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」(平成14年3月29日公表)(以下「改正前実務対応報告第1号」という。))及び実務対応報告第11号「外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理に関する実務上の取扱い」(平成15年9月22日公表)(以下「実務対応報告第11号」という。))を公表している。

本実務対応報告は、会社法(平成17年法律第86号)が平成17年7月26日に公布されたことに伴い、同法による新株予約権のうち平成17年12月27日公表の企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」(以下「ストック・オプション会計基準」という。))に示されていないもの及び同法による新株予約権付社債の会計処理についての実務上の取扱いを明らかにすることを目的に新たに開発されたものである。加えて、本実務対応報告では、会社法に基づき発行された外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理及び会社法において新たに明示された自己新株予約権に関する会計処理についても取り扱っている。

ストック・オプション会計基準では、企業がその従業員等に対して、ストック・オプションを付与する取引の他、企業が財貨又はサービスを取得するときの対価として自社株式オプション(新株予約権)を付与する取引についても取り扱っているが、企業が現金を取得するときの対価として自社株式オプション(新株予約権)を付与する取引は前提としていないため、当該取引の会計処理については、本実務対応報告の定めによることとなる。なお、ストック・オプション会計基準では、敵対的買収防止策として自社株式オプション(新株予約権)を付与する取引を適用範囲外としつつも、当該取引は対価関係にある給付の受入れを伴わない取引に該当し、このように対価性のないことが明確である取引の場合には、当該取引に関して費用を認識しないことが示されていることから、当該取引に本実務対応報告の定めは適

用されないこととなる。ただし、敵対的買収防止策として付与した自社株式オプション（新株予約権）を消却する場合等に生じる自己新株予約権の会計処理については、本実務対応報告の定めによることとなる。

一方、本改正実務対応報告は、平成 17 年 12 月 9 日公表の企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（以下「純資産会計基準」という。）において、新株予約権の表示区分が変更されたことや、ストック・オプション会計基準において、従業員等に対するインセンティブとして新株予約権を付与した場合の当該新株予約権の会計処理が定められたことから、改正前実務対応報告第 1 号について所要の改正が行われたものである。

### III. 本実務対応報告の概要

以下の概要は、本実務対応報告において、改正前実務対応報告第 1 号及び実務対応報告第 11 号と異なる定めをした主な箇所について要約したものである。

#### 1 会社法に基づき発行された新株予約権の会計処理

##### (1) 発行者側の会計処理

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に「新株予約権」として計上することとしている。

改正前実務対応報告第 1 号において、新株予約権の発行価額は、以前の新株引受権付社債の会計処理を勘案し、負債の部に計上することとしていたが、会社法に基づき発行された新株予約権については、純資産会計基準に従い、純資産の部に計上することとなる。

##### (2) 取得者側の会計処理

保有する新株予約権を譲渡したときの会計処理を明らかにしている。新株予約権に対する支配が他に移転したときは、その消滅を認識するとともに、移転した新株予約権の帳簿価額とその対価としての受取額との差額を当期の損益として処理することとしている<sup>1</sup>。

#### 2 自己新株予約権の会計処理

##### (1) 取得時の会計処理

会社法において新たに明示された自己新株予約権について、その取得時には、取得した自己新株予約権の時価（取得した自己新株予約権の時価よりも支払対価の時価の方が、より高い信頼性をもって測定可能な場合には、支払対価の時価）に取得時の付随費用を

---

<sup>1</sup> 新株予約権の発行会社に譲渡した場合においても同様に行うこととしている。

加算して取得価額を算定することとしている。

自己新株予約権の取得は、株主との資本取引ではなく、新株予約権者との損益取引である<sup>2</sup>ことから、その取得価額はその後の損益に影響を与えることとなる。したがって、取得の対価の種類に関わらず、当該取得価額は時価に基づき算定することとなる。なお、自己新株予約権の取得時には、その後、当該自己新株予約権を消却するか、処分するかが必ずしも明らかではないため、取得時には損益を計上しないこととしている。

## (2) 保有時の会計処理

自己新株予約権は、取得原価による帳簿価額を、純資産の部の新株予約権から、原則として直接控除することとしている<sup>3</sup>。

自己新株予約権は資産性を有するが、自らが発行した新株予約権を取得し、当該自己新株予約権を資産の部に計上した場合、自己新株予約権とこれに対応する新株予約権の金額が資産の部と純資産の部に両建てされることとなる。しかしながら、当該取引は自らが発行した新株予約権の買戻しであり、資産の部と純資産の部との両建て表示ではなく、相殺表示の方が実態に即していると考えられた。

なお、自己新株予約権の帳簿価額が、対応する新株予約権の帳簿価額を超える場合において、当該自己新株予約権の時価が著しく下落し、回復する見込みがあると認められないときは、時価との差額（ただし、自己新株予約権の時価が、対応する新株予約権の帳簿価額を下回るときは、当該自己新株予約権の帳簿価額と当該新株予約権の帳簿価額との差額）を当期の損失として処理することとしている。また、自己新株予約権が処分されないものと認められるときは、当該自己新株予約権の帳簿価額と対応する新株予約権の帳簿価額との差額を当期の損失として処理することとしている。

さらに、連結財務諸表における会計処理は、以下のとおりとしている。

発行会社	保有会社	会計処理	注記事項 (*)
親会社	親会社	自己新株予約権として計上	①、②、③
連結子会社	当該連結子会社	自己新株予約権として計上	③
親会社	連結子会社	債権・債務の相殺消去に準じて処理 <sup>4</sup>	①、②
連結子会社	親会社・他の連結子会社	債権・債務の相殺消去に準じて処理	—

(\*) 注記事項は、企業会計基準適用指針第9号「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」に定められている。また、表中の①～③の表記の意味は、以下のとおりである。

<sup>2</sup> 自己新株予約権の取得は潜在株主との取引であり、株主との資本取引とみる自己株式の取得の会計処理（企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」参照）とは異なる。

<sup>3</sup> 間接控除も可能としている。

<sup>4</sup> 新株予約権が純資産の部における株主資本以外の項目となることを重視したものである。

保有する新株予約権又は自己新株予約権に関する

- ① 目的となる株式の種類
- ② 権利行使されたものと仮定した場合の目的となる株式の種類ごとの増加株式数
- ③ 当期末残高

(3) 消却・処分時の会計処理<sup>5</sup>

自己新株予約権を消却した場合には、消却した自己新株予約権の帳簿価額とこれに対応する新株予約権の帳簿価額の差額を、自己新株予約権消却損（又は自己新株予約権消却益）等の適切な科目をもって当期の損益として処理することとしている。また、自己新株予約権を処分した場合には、受取対価と処分した自己新株予約権の帳簿価額との差額を、自己新株予約権処分損（又は自己新株予約権処分益）等の適切な科目をもって当期の損益として処理することとしている。

3 会社法に基づき発行された新株予約権付社債の会計処理

(1) 会社法に基づき発行された転換社債型新株予約権付社債

会社法に基づき発行された転換社債型新株予約権付社債は、募集事項において、社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと及び新株予約権が付された社債を当該新株予約権行使時における出資の目的とすることを、あらかじめ明確にしている新株予約権付社債としている<sup>6</sup>。また、転換社債型新株予約権付社債について、社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている場合とは、以前の転換社債と経済的実質が同一となるように、例えば、以下のいずれかが募集事項に照らして明らかな場合としている。

- ① 新株予約権について取得事由を定めておらず、かつ、社債についても繰上償還を定めていないこと。
- ② 新株予約権について取得事由を定めている場合には、新株予約権が取得されたときに社債も同時に償還されること、かつ、社債について繰上償還を定めている場合には、社債が繰上償還されたときに新株予約権も同時に消滅すること。

(2) 会社法に基づき発行された転換社債型新株予約権付社債に関わる新株予約権が行使されたときの会計処理

会社法に基づき発行された転換社債型新株予約権付社債は、以前の転換社債と経済的実質が同一であると考えられるため、発行者側については、以前の転換社債と同様に、

<sup>5</sup> 会社法において、自己新株予約権は行使することができないとされている。

<sup>6</sup> 実務上は、改正前実務対応報告第1号における、代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債について社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことが社債要項等で明確にされている新株予約権付社債がこれに該当すると思われる。

一括法と区分法のいずれの方法も認められることとし、取得者側については、一括法により処理することとしている。

また、本実務対応報告では、新株予約権が行使されたときに資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える額について、発行時に一括法を採用している場合は、当該転換社債型新株予約権付社債の社債金額（発行時における社債金額と払込金額との差額に係る未償却残高がある場合には当該金額を加減した金額）とし、発行時に区分法を採用している場合は、当該転換社債型新株予約権付社債における社債の対価部分（発行時における社債金額と払込金額との差額に係る未償却残高がある場合には当該金額を加減した金額）と新株予約権の対価部分の合計額としている。この結果、新株予約権が行使されたときには、一括法と区分法のいずれを採用している場合にも損益が生じないこととなる。

[設例]

なお、会社法施行日前の商法（以下「旧商法」という。）では、従前の転換社債型新株予約権付社債について、社債の発行価額と新株予約権の行使に際して払い込むべき金額が同額でなければならず、また、通常の新株予約権の行使と同様に、新株予約権の発行価額と新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計が新株の発行価額とみなされるとされていたため、改正前実務対応報告第 1 号では、これに沿った定めがなされていたが、会社法ではこれらの定めが存在しないため、上述のとおりとしている。

[設例] 会社法に基づき発行された転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理（一括法）

## 1. 前提条件

### (1) 転換社債型新株予約権付社債の発行

額面総額：500,000 千円

払込金額：450,000 千円（割引発行）

期間：X1 年 4 月 1 日から X11 年 3 月 31 日（10 年間）

### (2) 社債発行差金は償還期間で定額法により償却する。

### (3) 決算日は 3 月 31 日である。

### (4) X3 年 4 月 1 日に、上記転換社債型新株予約権付社債のすべてについて新株予約権の行使の請求があり、新株を発行した。

### (5) 新株予約権の行使に際して出資をなすべき 1 株当たりの金額（転換価格）は 50 千円とする。新株の発行時に出資された額はすべて資本金とする。

### (6) 社債利息については考慮しないものとする。

## 2. 会計処理

（単位：千円）

### (1) 発行時（X1 年 4 月 1 日）

現金預金	450,000	社債	500,000
社債発行差金	50,000		

(2) 決算日 (X2年3月31日)

社債発行差金償却	5,000	社債発行差金	5,000
----------	-------	--------	-------

(3) 決算日 (X3年3月31日)

社債発行差金償却	5,000	社債発行差金	5,000
----------	-------	--------	-------

(4) 新株予約権行使時 (X3年4月1日)

社債	500,000	資本金	(注1) 460,000
		社債発行差金	(注2) 40,000

(注1) 権利行使により資本金に振り替える額は、新株予約権が行使された転換社債型新株予約権付社債の社債金額（発行時における社債金額と払込金額との差額に係る未償却残高（社債発行差金残高）がある場合には当該金額を加減した金額）

(注2)  $50,000 \text{ 千円} \times 8 \text{ 年} / 10 \text{ 年} = 40,000 \text{ 千円}$

4 会社法に基づき発行された外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理  
本実務対応報告では、会社法に基づき発行された外貨建転換社債型新株予約権付社債について、実務上多く用いられている一括法を適用した場合の取扱いを以下のとおり定めている。

(1) 発行時の会計処理

発行時の円貨への換算は、発行時の為替相場による。

(2) 決算時の会計処理

決算時の円貨への換算は、決算時の為替相場による。また、決算時の換算によって生じた換算差額は、当期の為替差損益として処理する。

(3) 新株予約権行使時の会計処理

新株予約権行使時に資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える額の円貨への換算は、当該権利行使時の為替相場による。また、権利行使時の換算によって生じた換算差額は、当該権利行使時の属する会計期間の為替差損益として処理する。

日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」においては、以前の外貨建転換社債の発行及び換算について、以下の2つの考え方が示されている。

① 転換社債の発行を潜在的株式の発行と解する考え方

この考え方による場合、新株の発行価額を転換社債の発行時の為替相場により円換

算することになる。

## ② 転換社債の転換による新株の発行を現物出資や相殺と解する考え方

この考え方による場合には、転換社債の発行と転換による新株の発行をいったん切断して考え、新株の発行価額を転換時の為替相場により円換算することになる。

また、実務対応報告第 11 号において、従前の転換社債型新株予約権付社債は以前の転換社債と経済的実質が同一と考えられるため、従前の外貨建転換社債型新株予約権付社債の決算時の円換算の処理については、以前の外貨建転換社債と同様、上記①の考え方に基づき、外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行時の為替相場により行うこととされている。

しかしながら、会社法においては、上記②の現物出資の考え方によることが明らかにされた<sup>7</sup>ため、会社法に基づき発行された外貨建転換社債型新株予約権付社債の決算時の円貨への換算は決算時の為替相場によることとし、新株予約権行使時の円貨への換算はその権利行使時の為替相場によることとしている。

## 5 適用対象

本実務対応報告は、会社法施行日後に発行の決議のあった会社法による新株予約権及び新株予約権付社債について適用することとし、会社法施行日前に発行の決議があった旧商法による新株予約権を取得した場合の自己新株予約権についても、会社法施行日後においては本実務対応報告を適用することとしている。

## IV. 本改正実務対応報告の概要

以下では、本改正実務対応報告において、改正前実務対応報告第 1 号を改正した主な箇所について説明する。

新株予約権の発行者側の会計処理について、改正前実務対応報告第 1 号では「新株予約権の発行価額は負債の部に計上し、権利が行使されたときは資本金又は資本金及び資本準備金に振り替え、権利が行使されずに権利行使期限が到来したときは利益として処理する。」と定められていたが、純資産会計基準において、新株予約権は純資産の部に表示することとされたため、本改正実務対応報告では「ただし、純資産会計基準の適用後は、新株予約権の発行価額は純資産の部に計上することになるので、負債の部に計上している新株予約権の帳簿価額は純資産の部に振り替える。」という文言が追加されている。

また、ストック・オプション会計基準において、従業員等に対するインセンティブとして新株予約権を付与した場合の当該新株予約権の会計処理が定められているため、本改正実務対応報告においては改正前実務対応報告第 1 号で定められていた当該事項に関わる Q & A が削除されている。

本改正実務対応報告は、会社法施行日前に発行の決議があった旧商法による新株予約権及

---

<sup>7</sup> 会社法第 284 条第 1 項

び新株予約権付社債について適用することとしている（ただし、当該新株予約権に係る自己新株予約権の会社法施行日後における会計処理を除く。）。

以 上

企業会計基準委員会  
研究員 石川 和正